

告 示

埼玉県告示第千三百五十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、河川管理施設と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図書は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 河川の名称

一級河川荒川水系兜川

二 河川管理施設の名称又は種類

兜川管理用通路及び護岸

三 河川管理施設的位置

比企郡小川町大字大塚八百四十四番三地先から同町大字大塚八百三十七番一地

先まで

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 道路管理者 比企郡小川町

住所 比企郡小川町大字大塚五十五番地

代表者の氏名 松本 恒夫

五 管理の内容

イ 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

ロ 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

六 原則として道路専用施設に係る災害復旧

管理の期間

平成三十年十二月二十八日から道路の供用を廃止する日まで